

事 務 連 絡

平成 27 年 3 月 20 日

各 校 園 長 様

大阪市教育センター

首 席 指 導 主 事

(担当：村上 6572-0822)

学校園 Web ページ（ホームページ）における幼児児童生徒の写真掲載の取扱について（通知）

各校園では、日頃より学校園の教育活動を広く地域、保護者に発信するために、積極的に学校園 Web ページ（ホームページ）の更新に努めていただいているところです。

また、「校園 Web ページ作成運用ガイドライン」、平成 26 年 3 月 4 日付け事務連絡「校園 Web ページにおける幼児児童生徒の写真の掲載について（通知）」、同 6 月 13 日付け「「Web ページ」における画像保護の設定について」をふまえて、学校園の Web ページの充実を図るとともに、管理運営にも細心の注意を払っていただいています。

しかしながら、保護者や市民の方から「同意をしていないのに、写真が掲載されている」「同意書の有効期限が卒業までとなっているのに卒業後も写真が掲載されている」「撮影場所や服装等から個人の特定が可能な写真や水着姿など小児性愛者等に悪用される恐れのある写真がある」などの指摘がありました。

Web ページに掲載した写真は、そのページを閲覧するだれもが自分のコンピュータにダウンロードが可能な状態となり、公開した情報を完全に回収、消去することは不可能です。この認識のもと、生徒（幼児、児童）の人権を尊重するとともに、何より生徒（幼児、児童）の安全を確保する観点から、特に Web ページへの写真の掲載については、校園 Web ページ作成運用ガイドラインに基づくとともに、次の配慮事項を厳守するようお願いします。

- 1 写真の掲載については必要最小限とすること。
- 2 掲載する写真は、個人が特定できないよう画像編集ソフト等を用いて、画素数を減じること。
- 3 写真の掲載については、書面により本人及び保護者の同意を得ること。なお、表彰、受賞などの個人が特定できる写真を掲載する際は、その写真ごとに本人の同意を得ること。また、その写真が幼児、児童及び生徒であるときは、保護者の同意も得ること。
- 4 本人もしくは保護者、関係者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合は、速やかに発信内容を変更すること。